

議案第39号参考資料(その1)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-9	ごみ処理事業の取扱い	関係項目				
調整方針	1 家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、現行のとおりとし、新市において調整する。 2 資源ごみ集団回収事業については、合併後速やかに調整し、生ごみ減量化容器等購入費補助制度については、渋川市及び北橋村の例による。		3 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関することについては、合併時に統一する。				
		現	況				調整理由・課題
1 家庭系一般廃棄物の排出について							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)ごみの収集頻度	・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月2回 ・粗大ごみ 年4回 ・リサイクルごみ 月2回	・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 週1回 ・粗大ごみ 月2回 (予め役場に申し込む) ・リサイクルごみ 月2回	・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月1回 ・粗大ごみ 年2回 ・リサイクルごみ 月1回 ・不燃ごみ全村収集年2回	・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月1回 ・粗大ごみ 年1回 ・リサイクルごみ 月1回	・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月2回 ・粗大ごみ 年1回 1世帯2台まで、申し込みにより収集 ・リサイクルごみ 月2回	・可燃ごみ 週2回 ・不燃ごみ 月2回 ・粗大ごみ 年2回 ・リサイクルごみ 月1回	
(2)集積所箇所数	・可燃ごみ 723か所 ・不燃ごみ 469か所 ・粗大ごみ 44か所 ・リサイクルごみ 440か所	・可燃ごみ 161か所 ・不燃ごみ 161か所 ・粗大ごみ 軒先収集 ・リサイクルごみ 62か所	・可燃ごみ 44か所 ・不燃ごみ 44か所 ・粗大ごみ 4か所 ・リサイクルごみ 30か所 ・不燃ごみ全村収集 71か所	・可燃ごみ 111か所 ・不燃ごみ 68か所 ・粗大ごみ 16か所 ・リサイクルごみ 67か所	・可燃ごみ 86か所 ・不燃ごみ 86か所 ・粗大ごみ 22か所 ・リサイクルごみ 22か所	・可燃ごみ 60か所 ・不燃ごみ 26か所 ・粗大ごみ 16か所 ・リサイクルごみ 16か所	
(3)指定袋等	名称 ・渋川市指定ごみ持ち出し袋及びシール 採用目的 ・自治会名と氏名を記入させ分別と排出責任を持たせる。 取扱主体 ・作成：渋川市環境衛生推進協議会で作成 ・金銭：協議会で実施普及(販売)の方法 ・衛生支部による全戸巡回年2回 ・承認店の商店販売 ・協議会窓口販売 指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ(乳白色PE) 大 800×600×0.035 20枚入り200円 小 650×400×0.035 20枚入り120円 ・不燃ごみ(透明PE) 大 800×600×0.035 20枚入り200円 小 650×400×0.035 20枚入り120円 ・燃えないごみシール 1シート10枚綴りで100円	名称 ・伊香保町指定ごみ持ち出し袋及びシール 採用目的 ・分別と排出責任 取扱主体 ・作成：伊香保町 ・金銭 普及(販売)の方法 ・町内商店で販売 指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ 大 10枚入り300円 小 10枚入り220円 ・不燃ごみ 大 10枚入り300円 小 10枚入り220円 ・燃えないごみシール なし	名称 ・小野上村指定ごみ持ち出し袋 採用目的 ・行政区・氏名を記入させ分別と排出責任 取扱主体 ・作成：小野上村 ・金銭：小野上村 普及(販売)の方法 ・村内指定店(5店)で販売 指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ(乳白色PE) 大 10枚入り200円 小 10枚入り150円 ・不燃ごみ(透明PE) 大 10枚入り200円 ・燃えないごみシール なし	名称 ・子持村指定ごみ持ち出し袋 採用目的 ・自治会名と氏名を記入させ分別と排出責任 取扱主体 ・作成：子持村 ・金銭：子持村商工会 普及(販売)の方法 ・子持村商工会を通じて村内商店で販売 指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ(乳白色PE) 大 20枚入り260円 小 20枚入り180円 ・不燃ごみ(乳白色PE) 大 20枚入り300円 ・燃えないごみシール なし	名称 ・赤城村指定ごみ持ち出しシール及び袋 採用目的 ・行政区と氏名を記入させ分別と排出責任 取扱主体 ・赤城村保健衛生組合での扱い 普及(販売)の方法 ・販売店：村内37店 村外 1店 指定袋等の種類と販売価格 ・燃えるごみ持ち出しシール 1セット(30枚) 150円 【16年度から廃止予定】 H16年度から燃えるごみも指定袋で対応する予定 ・燃えないごみ持ち出し袋 1セット(30枚) 300円 ・燃えないごみシール なし	名称 ・北橋村指定ごみ袋 採用目的 ・氏名を記入させ分別と排出責任 取扱主体 ・作成：北橋村 ・金銭：北橋村 普及(販売)の方法 ・販売店：19店 指定袋等の種類と販売価格 ・可燃ごみ(乳白色PE) 大 800×450×0.035 30枚入り900円 小 670×330×0.035 30枚入り600円 ・不燃ごみ(透明PE) 大 800×450×0.04 30枚入り900円 ・燃えないごみシール なし	
1【調整理由】 ・家庭系一般廃棄物の排出、収集運搬については、収集頻度、収集方法、指定袋の取扱い等相違があるので新市において調整する必要がある。 【課題】 ・収集頻度については、行政サービスの公平性の確保や地域における現在に至る経緯等に配慮し調整する必要があることから統一には時間を要することが考えられる。 ・指定ゴミ袋の取扱い主体、販売手数料、関係団体との調整や販売価格とごみ有料化の課題等検討をする必要がある。 2【調整理由】 ・資源ごみ集団回収団体への報奨金、回収業者への補助金や生ごみ減量化容器等購入補助金に相違がみられるため、制度を統一する必要がある。 【課題】 ・各市町村とも、資源ごみ収集に係る地域性と歴史がある中、複数の回収業者の扱いが課題である。 3【調整理由】 ・許可手数料等に相違があるため、統一が必要である。 【課題】 ・一般廃棄物の処理は市町村固有の事務であるため条例の整備が必要となる。							

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-9 24-9		ごみ処理事業の取扱い		関係項目				調整理由・課題			
現						況							
細項目		渋川市		伊香保町		小野上村		子持村		赤城村		北橋村	
		<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ持ち出しシール 1シート6枚綴りで 90円 		<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみシール 1枚 200円 		<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ持ち出しシール 無料回収 		<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ持ち出しシール 10枚入 150円 		<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ持ち出しシール 無料回収 カードにより年1回2点 まで無料回収実施 		<ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ持ち出しシール 1枚500円 衛生組合に納入し、組合 役員でとりまとめ実施 	
		<ul style="list-style-type: none"> 販売手数料等の交付 支部回覧 袋1枚につき1円 シール1枚10円 商店注文3,000円/1回 販売商店 袋1枚につき1円 シール1枚10円 利潤等の扱い 協議会で一切の扱いであ り、協議会収入となる 有料化であるか 有料化ではない。 		<ul style="list-style-type: none"> 販売手数料等の交付 袋(大) 1枚につき5円 袋(小) 1枚につき3円 粗大シール1枚につき34円 利潤等の扱い ごみ袋の販売料金はごみ 処理手数料となる 有料化であるか 有料化である。 		<ul style="list-style-type: none"> 販売手数料等の交付 袋(大) 1枚につき3円 袋(小) 1枚につき2.5円 利潤等の扱い 村一般会計への収入 有料化であるか 有料化である。 		<ul style="list-style-type: none"> 販売手数料等の交付 手数料：商工会 利潤等の扱い 袋作成は村であるが、収 入はなし 有料化であるか 有料化でない。 		<ul style="list-style-type: none"> 販売手数料等の交付 販売商店 販売手数料：2円(1枚) 利潤等の扱い 組合で一切の扱いであ り、組合の収入となる 有料化であるか 有料化ではない。 		<ul style="list-style-type: none"> 販売手数料等の交付 衛生組合には粗大ごみ のとりまとめが収入と なる 利潤等の扱い 村手数料収入 有料化であるか 有料化である。 取扱主体：村 上記単価金額の1割を取 扱手数料として、販売店 へ支払い 指定袋の購入先 青木薬品(株) (指名競争入札) (平成15年4月1日現在) 	
		<ul style="list-style-type: none"> 指定袋の購入先 渋川包装(株)(渋川市) 		<ul style="list-style-type: none"> 指定袋の購入先 井上ビニール(株) 燃えるごみ (大)レジ袋1枚5.6円 耳袋1枚5.5円 (小)1枚3.7円 燃えないごみ (大)1枚6.35円 (小)不明 		<ul style="list-style-type: none"> 指定袋の購入先 青木薬品(株) 燃えるごみ(乳白色PE) (大)1枚10円 (小)1枚不明 燃えないごみ(透明PE) (大)1枚11円 		<ul style="list-style-type: none"> 指定袋の購入先 青木薬品(株) 		<ul style="list-style-type: none"> 指定袋の購入先 燃えるごみ 井上ビニール(株) 燃えないごみ 青木薬品(株) 			

協議項目	24-9	ごみ処理事業の取扱い				関係項目	
現況						調整理由・課題	
2 家庭系一般廃棄物の収集運搬							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)収集の体制	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：直営と委託 不燃ごみ：委託 リサイクルごみ：委託 粗大ごみ：直営 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：委託 不燃ごみ：委託 リサイクルごみ：直営 粗大ごみ：直営 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：委託 不燃ごみ：委託 リサイクルごみ：委託 粗大ごみ：委託 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：委託 不燃ごみ：委託 リサイクルごみ：委託 粗大ごみ：委託 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：委託 不燃ごみ：委託 リサイクルごみ：委託 粗大ごみ：委託 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ：委託 不燃ごみ：委託 リサイクルごみ：委託 粗大ごみ：委託 	
(2)直営の体制等	<p>業務の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみ収集6台のうち3台分実施 粗大ごみ収集を水曜日に実施 牛乳パック回収や不法投棄パトロール・撤去など実施 <p>人員数</p> <ul style="list-style-type: none"> 収集 職員6人 臨職3人 管理 嘱託1人 <p>車両数</p> <ul style="list-style-type: none"> パッカー車 4台 (うち予備1台) 粗大ごみ車 1台 2tダンプ 1台 軽トラック 1台 軽貨物 1台 <p>施設</p> <p>清掃管理事務所 (市内中村835)</p> <p>直営収集費用 179,768,000円 (施設管理等一切含む)</p>	<p>業務の範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> 粗大ごみ、リサイクルごみ、資源ごみ収集を実施 不法投棄パトロール・撤去など実施 <p>人員数</p> <p>嘱託2人</p> <p>車両数</p> <ul style="list-style-type: none"> 1tトラック 1台 軽ダンプ 1台 <p>施設</p> <p>リサイクルごみストックヤード</p> <p>直営収集費用 (施設管理等一切含む) 5,053,000円</p>	なし	なし	なし	なし	
(3)可燃ごみ委託等の体制	<p>集積所1/2の360か所週2回の収集 月木地区と火金地区</p> <p>委託業者名 (有)衛掃(渋川市)</p> <p>委託概要 2トン車3台で3人乗車で収集運搬</p> <p>委託費用 57,559,000円 (H15年度契約額)</p> <p>契約方法 随意契約(下水道普及に伴う救済措置)</p>	<p>集積所 161か所週2回の収集 月木地区と火金地区</p> <p>委託業者名 伊香保運送</p> <p>委託概要 パッカー車2台で2人乗車で収集運搬</p> <p>委託費用 年額 25,889,784円 (可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 44か所週2回の収集 月金</p> <p>委託業者名 後藤利久(子持村)</p> <p>委託概要 2台2人乗車で収集運搬</p> <p>委託費用 年額 4,020,000円 (可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 111か所週2回の収集 月木地区と火金地区</p> <p>委託業者名 阿久津大吉(子持村)</p> <p>委託概要 2台2人乗車で収集運搬</p> <p>委託費用 月額 1,205,000円 (H15年度契約額 可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 86か所週2回の収集 月木地区と火金地区</p> <p>委託業者名 荒井新一 後藤利久</p> <p>委託概要 収集車 5台 収集車及び運搬車1台につき1人のため人員に余裕はないと思われる。</p> <p>委託費用 年額 12,000,000円 (可燃・不燃合計) (2業者各6,000,000円)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 60か所週2回の収集 火金地区のみ</p> <p>委託業者名 (有)東峰産業(北橋村) 阿久津大吉(子持村)</p> <p>委託概要 2台</p> <p>委託費用 月額 396,900円 月額 189,000円 (可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-9 ごみ処理事業の取扱い			関係項目			調整理由・課題
現				況			
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(4)不燃ごみ委託等の体制	<p>集積所 469か所 月2回の収集 2週間で一巡 委託業者名 北群馬再生資源(協) (渋川市) 委託概要 2トン車2台で2人乗 車で収集運搬</p> <p>委託費用 22,932,000円 (H15年度契約額)</p> <p>契約方法 入札(見積合せ)</p>	<p>集積所 161か所 週1回の収集 委託業者名 伊香保運送 委託概要 パッカー車2台で2人 乗車で収集運搬</p> <p>委託費用 年額 25,889,784円 (可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 44か所 月1回の収集 年2回全村収集71か所 委託業者名 後藤利久(子持村) 委託概要 1台2人乗車で収集運 搬</p> <p>委託費用 年額 4,020,000円 (可燃・不燃合計) 年額 520,000円 (年2回全村収集)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 68か所 月1回の収集 委託業者名 阿久津大吉(子持村) 委託概要 2台2人乗車で収集運 搬</p> <p>委託費用 月額 1,205,000円 (H15年度契約額 可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 86か所 月2回の収集 委託業者名 荒井新一 後藤利久 委託概要 収集車 5台 収集車及び運搬車1台につ き1人のため人員に余裕は ないと思われる。 委託費用 年額 12,000,000円 (可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 26か所 月2回の収集 委託業者名 (有)東峰産業(北橋村) 阿久津大吉(子持村) 委託概要 2台</p> <p>委託費用 月額 396,900円 月額 189,000円 (可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	
(5)リサイクルごみ委託等の体制	<p>集積所 440か所 月2回の収集 2週間で一巡 委託業者名 (有)衛掃(渋川市) 委託概要 1回公共施設に集め、 大型車で運搬 午前中に回収運搬、午 後2時以降に翌日分設 置 夏場:車両5台 人員6人 冬場:車両5台 人員5人 委託費用 40,194,000円 (H15年契約額)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 62か所 月2回の収集</p>	<p>集積所 30か所 月1回の収集 委託業者名 後藤利久(子持村) 委託概要 1台2人乗車で収集運 搬</p> <p>委託費用 年額 1,200,000円</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 67か所 月1回の収集 委託業者名 阿久津大吉(子持村) 委託概要 2台2人乗車で収集運 搬</p> <p>委託費用 月額 1,205,000円 (H15年度契約額 可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 22か所 月2回の収集 委託業者名 荒井新一 委託概要 1台2人乗車で収集運 搬</p> <p>委託費用 年額 3,600,000円</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 16か所 月1回の収集 委託業者名 (有)東峰産業(北橋村) 阿久津大吉(子持村) 委託概要 2台</p> <p>委託費用 月額 175,140円 月額 58,380円</p> <p>契約方法 随意契約</p>	
(6)粗大ごみ委託等の体制	<p>集積所 44か所 年4回の収集 毎週水曜日実施 委託業者名 直営で実施 粗大ごみ車1台 タンク1台 軽トラ1台</p>	<p>軒先回収 月2回の収集 委託業者名 直営で実施 事前予約制度</p>	<p>集積所 4か所 年2回の収集 委託業者名 後藤利久(子持村) 委託概要 2台2人乗車で収集運 搬 委託費用 年額 520,000円</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 16か所 年1回の収集 委託業者名 阿久津大吉 委託概要 2台2人乗車で収集運 搬 委託費用 月額 1,205,000円 (H15年度契約額 可燃・不燃合計)</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 22か所 年1回の収集 委託業者名 荒井新一 委託概要 2台2人で収集運搬 委託費用 自動車借上料 年額 2,880,000円</p> <p>契約方法 随意契約</p>	<p>集積所 16か所 年2回の収集(計9回) 委託業者名 (有)東峰産業(北橋村) 委託概要 2台 委託費用 1回 63,525円</p> <p>契約方法 随意契約</p>	

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-9	ごみ処理事業の取扱い			関係項目			調整理由・課題
現				況				
3 ごみ減量に関すること								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)資源ごみ集団回収事業	<p>資源ごみ集団回収事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施団体数 登録団体50団体 (自治会、育成会、老人会、ボランティア) 回収業者と日程等協議 報奨金 品目に限定せず、1kg当たり10円を交付 14年度回収量 3,077,683kg 	<p>資源ごみ集団回収事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施団体数 協力団体12団体 報奨金 ビン、缶類が 1kg当たり3円補助 1kg当たり5円補助 14年度回収量 89,786kg 	<p>資源ごみ集団回収事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施団体数 協力団体1団体(小学校PTA) 回収業者と日程等協議 報奨金 1kg当たり8円 14年度回収量 5,500kg 	<p>資源ごみ集団回収事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施団体数 登録団体21団体 回収業者と登録団体で日程調整 報奨金 1kg当たり8円 14年度回収量 293,478kg 	<p>資源ごみ取扱報奨金交付制度(村)</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施団体数 16団体(育成会等・H14年度) 報奨金 古紙・布類 8円/kg ビン・缶類 4円/kg 14年度回収量 紙類 172,600kg びん類 12,270kg 金属類 1,006kg 	<p>資源ごみ集団回収事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施団体数 1団体(NPO) 回収団体と覚書の交換 報奨金 1kg当たり8円を補助 14年度回収量 229,960kg (収集運搬はNPO緑の風が実施) 		
	<p>回収業者への補助等</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収業者名 渋川リサイクル資源組合(古物商8社) 業務 回収団体が集めた資源ごみを問屋まで運搬、売却する。 補助制度 回収補助金 品目限定なしで 3円/kg 取扱補助(価格低迷時) 雑誌、金属に限り 別途3円/kg 逆有償時 金属に限り 別途1円/kg 問屋での売払金 市への納入なし 14年度補助金 回収 9,233,049円 取扱 2,363,100円 	<p>回収業者への補助等</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収業者名 伏見商店(渋川市) 業務 運搬して問屋へ売却 補助制度 回収補助金 2トン車1台当たり 3,000円 取扱補助(価格低迷時) 雑誌に限り 別途3円/kg 逆有償時 問屋での売払金 アルミ缶 189,000円 (14年度) 14年度補助金 協力団体 319,291円 回収業者 398,580円 	<p>回収業者への補助等</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 回収業者名 ウブカタ資源(株) 業務 補助制度 回収補助金 取扱補助(価格低迷時) 逆有償時 問屋での売払金 14年度補助金 	<p>回収業者への補助等</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収業者名 子持村リサイクル資源組合 業務 回収団体が集めた資源ごみを問屋まで運搬、売却する。 補助制度 回収補助金 1.5円/kg 問屋引取価格5円/kg 以上は交付しない 取扱補助(価格低迷時) なし 逆有償時 なし 問屋での売払金 村への納入なし 14年度補助金 285,585円 	<p>回収業者への補助等</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 回収業者名 ウブカタ資源(株) (有)柳澤商店 角田解体 業務 回収団体が集めた資源ごみを問屋まで運搬、売却する。 補助制度 回収補助金 取扱補助(価格低迷時) 逆有償時 問屋での売払金 14年度補助金 	<p>回収業者への補助等</p> <ul style="list-style-type: none"> 回収業者名 業務 補助制度 回収補助金 取扱補助(価格低迷時) 逆有償時 問屋での売払金 14年度補助金 可燃ごみ資源再利用処理補助金:1,440,000円 (補助対象:NPO緑の風) 		

協議項目		24-9 ごみ処理事業の取扱い			関係項目		調整理由・課題
現				況			
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(2) 生ごみ減量化容器等購入費補助制度	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器購入費補助制度(市) 堆肥化処理容器購入額(税込価格)の1/2、上限3,000円(1世帯2基まで) 微生物による処理容器購入額(税込価格)の1/2、上限2,000円(1世帯2基まで) 電動式生ごみ処理機購入額(税込価格)の1/2、上限20,000円(1世帯1基まで) 普及と手続 堆肥化容器:協議会の回覧幹旋(年2回) 堆肥化容器、微生物、電動は領収書持参で窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ごみ減量化用機器購入費補助 堆肥化処理容器購入額(税込価格)の1/2、上限3,000円 生ごみ発酵容器購入額(税込価格)の1/2、上限3,000円 電動式生ごみ処理機購入額(税込価格)の1/2、上限20,000円 普及と手続 広報誌で周知 堆肥化容器、微生物、電動は領収書持参で窓口 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器購入費補助制度 堆肥化処理容器購入額(税込価格)3,000円 生ごみ処理容器購入額(税込価格)1,000円 電動式生ごみ処理機購入額(税込価格)の1/2、上限20,000円 普及と手続 堆肥化:生ごみ容器衛生組合で回覧幹旋(年1回) 手続は組合で一括 電動式は領収書等持参で窓口 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器購入費補助制度(村) 堆肥化処理容器購入額(税込価格)の1/2、上限3,000円 電動式生ごみ処理機購入額(税込価格)の1/2、上限20,000円 普及と手続 領収書持参で申請手続き 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器等購入費補助金交付制度(村) 生ごみ処理容器購入額(税込価格)の1/2、上限2,000円 電動式生ごみ処理機購入額(税込価格)の1/2、上限20,000円 普及と手続 回覧により補助制度の周知 堆肥化容器、微生物、電動は領収書持参で窓口 	<ul style="list-style-type: none"> 生ごみ処理容器購入費補助制度(村) 堆肥化処理容器購入額(税込価格)の1/2、上限3,000円(1世帯2基まで) 微生物による処理容器購入額(税込価格)の1/2、上限2,000円(1世帯2基及び微生物菌2袋まで) 電動式生ごみ処理機購入額(税込価格)の1/2、上限20,000円(1世帯1基まで) 普及と手続 幹旋・メーカー指定なし 堆肥化容器、微生物、電動は領収書持参で窓口 	<ul style="list-style-type: none"> ・16年度休止
4 一般廃棄物の処理業の許可及び指導に関する事							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1) 許可業者概要	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬許可業者38社 処分業許可業者1社 条例及び規則あり 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬許可業者2社 条例及び規則あり 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬許可業者4社 条例及び規則あり 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬許可業者6社 条例及び規則あり 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬許可業者5社 条例及び規則あり 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬許可業者5社 条例及び規則あり 	
(2) 許可証等交付手数料	<ul style="list-style-type: none"> 許可証交付手数料1件につき4,000円 更新許可証交付手数料1件につき3,000円 変更許可証交付手数料1件につき3,000円 許可証再交付手数料1件につき1,000円 従業員証交付手数料1人につき800円 従業員証再交付手数料1件につき300円 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証交付手数料1件につき1,000円 更新許可証交付手数料1件につき1,000円 変更許可証交付手数料許1件につき500円 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証交付手数料1件につき2,000円 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証交付手数料1件につき2,000円 なし なし なし なし なし 	<ul style="list-style-type: none"> 許可証交付手数料1件につき1,000円 許可証再交付手数料1件につき500円 従業員証交付手数料1件につき200円 従業員証再交付手数料1件につき100円 	<ul style="list-style-type: none"> 収集運搬及び処分業の許可証交付手数料1件につき1,000円 収集運搬及び処分業の更新許可証交付手数料1件につき500円 収集運搬及び処分業の変更許可証交付手数料1件につき1,000円 従業員証交付手数料1人につき200円 従業員証再交付手数料1人につき100円 	

協議項目	24-9 ごみ処理事業の取扱い	関係項目	
現		況	
		調整理由・課題	
<p>【関係法令】</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋） （国及び地方公共団体の責務） 第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。 （一般廃棄物処理計画） 第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。 2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み （2）一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 （3）分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 （4）一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 （5）一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 （6）その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項 3 市町村は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即して、一般廃棄物処理計画を定めるものとする。 4 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。 5 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>資源の有効な利用の促進に関する法律（抜粋） （目的） 第1条 この法律は、主要な資源の大部分を輸入に依存している我が国において、近年の国民経済の発展に伴い、資源が大量に使用されていることにより、使用済物品等及び副産物が大量に発生し、その相当部分が廃棄されており、かつ、再生資源及び再生部品の相当部分が利用されずに廃棄されている状況にかんがみ、資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、使用済物品等及び副産物の発生の抑制並びに再生資源及び再生部品の利用の促進に関する所要の措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。</p>		<p>容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（抜粋） （目的） 第1条 この法律は、容器包装廃棄物の分別収集及びこれにより得られた分別基準適合物の再商品化を促進するための措置を講ずること等により、一般廃棄物の減量及び再生資源の十分な利用等を通じて、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。 （市町村分別収集計画） 第8条 市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を1期とする当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関する計画（以下「市町村分別収集計画」という。）を定めなければならない。 2 市町村分別収集計画においては、当該市町村の区域内の容器包装廃棄物の分別収集に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。 （1）～（7）略 3 市町村分別収集計画は、基本方針に即し、かつ、再商品化計画を勘案して定めるとともに、当該市町村が廃棄物処理法第6条第1項の規定により定める一般廃棄物処理計画に適合するものでなければならない。 4 市町村は、市町村分別収集計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。 5 都道府県知事は、前項の規定により市町村分別収集計画の提出を受けたときは、市町村に対し、分別収集の実施に関する助言その他必要な援助をすることができる。</p> <p>特定家庭用機器再商品化法（抜粋） （地方公共団体の責務） 第8条 都道府県及び市町村は、国の施策に準じて、特定家庭用機器廃棄物の収集及び運搬並びに再商品化等を促進するよう必要な措置を講ずることに努めなければならない。</p>	

協議項目	24-9	ごみ処理事業の取扱い	関係項目		調整理由・課題
		現	況		
5 先進地事例					
篠山市		さぬき市		あさぎり町	
<p>1 ごみ収集関係の助成制度及び委託制度については、その実施内容等において充実している町の例により統一する。 ごみ収集回数及び収集方法については、当面現行のとおりとし、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。</p>		<p>1 ごみ収集の回数及び方法については、当面は現行のとおりとし、新市において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。 2 生ごみ処理機購入補助金制度については、対象者を処理機により生成された製品を自己処理することができる者とする。また、補助額は次のとおりとする。(生ごみ処理容器)1世帯につき2台まで、購入価格の1/2に相当する額又は3,000円のいずれか低い額(電気生ごみ処理機)1世帯につき1台まで、購入価格の1/2に相当する額又は25,000円のいずれか低い額(一般家庭系)を大30円/袋、中20円/袋、小10円/袋とし、(一般事業系)を大200円/袋、中150円/袋、小100円/袋とする。また、指定ごみ袋販売委託事業については、(一般家庭系委託料)を大4.2円/袋、中3.1円/袋、小2.1円/袋とし、(一般事業系委託料)を大8.4円/袋、中6.3円/袋、小4.2円/袋とする。 3 その他ごみ収集関係の助成制度及び委託制度、また町内一斉清掃の取扱いについては、新市において、統一して実施する。 4 一般廃棄物処理事業については、津田町のみが単独で実施しており、今後は一部事務組合で処理されることから、実施しないこととする。</p>		<p>1 ごみ収集回数及び収集方法等については、新町において作成する一般廃棄物処理計画に基づき調整する。 2 生ごみ処理容器等設置事業補助金及び資源有価物回収事業推進協力団体交付金については、新町に引き継ぐものとし、交付要綱は新町において調整する。</p>	
かほく市		山県市			
<p>1 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。 2 粗大ごみの収集については、3町に差異があることから合併時まで調整する。 3 生ごみ処理機器の購入補助については、七塚町の例による。</p>				<p>1 可燃ごみの収集については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、新市においては各自治会との協議等により調整を図るものとする。 2 不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの収集については、現行のとおりとする。</p>	
東かがわ市					
<p>1 可燃ゴミ処理手数料については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 2 持ち込みゴミ処理手数料については、合併時に次のとおり統一する。 可燃性一般廃棄物 10kg毎に 100円 不燃性一般廃棄物 10kg毎に 100円 粗大ゴミ 10kg毎に 200円 単品単価(金属類は無料) 個別収集料金(軽トラックによる収集) 1回 4,000円 + 単品単価 (単品単価については、家電リサイクル法の施行に伴い関連した品目について単価を調整し合併時に統一する。) 3 事業系一般廃棄物処理手数料は廃止する。 4 可燃ゴミの処理については、現行のとおり新町に引き継ぐ。 5 不燃ゴミの処理については、次のとおり調整する。 収集方法 業者委託 収集場所 ステーション収集及び持ち込み 収集頻度 毎月2回 処理方法 東部清掃へ搬入 料 金 無料(持ち込みは有料)</p>		<p>6 粗大ゴミ処理については、次のとおり調整する。 収集方法 ア、原則持ち込み イ、個別収集(軽トラック収集) 収集場所 指定の場所 収集頻度 ア、随時(持ち込み) イ、1世帯1年1回(個別収集) 収集制限 1回200kg以内 7 資源化ゴミ処理については、次のとおり調整する。 収集方法 業者委託 収集場所 ステーション収集及び持ち込み 収集頻度 毎月2回 処理方法 業者委託により再生 料 金 無料(持ち込み有料) 8 収集車両については、引田町の例により合併時に町貸与とする。 9 ゴミを収集しない日については、引田町の例により東部清掃の受入日を考慮のうえ調整し、合併時に統一する。 10 収集しないゴミについては、引田町の例により調整し、合併時に統一する。</p>		<p>11 生ゴミ堆肥化補助事業については、すべて新市に引き継ぐ。 コンポスト 1基 3,000円 EM容器 1個 750円 EMボカシ 1袋 150円 電動生ゴミ処理機 1基 20,000円 12 資源化物回収補助事業については、大内町の例により新町において調整する。</p>	